「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

「指定予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（岐阜県指定　第　2170401190 号）

当施設はご契約者に対して、指定（予防）短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

１．施設経営法人

（１）法人名	社会福祉法人　はしま
（２）法人住所	岐阜県羽島市小熊町２丁目 750 番地
（３）電話番号	（058）394－1211
（４）代表者氏名	森川　貞秋
（５）設立年月日	平成 12 年 6 月 12 日

２．ご利用施設

（１）施設の種類	指定（予防）短期入所生活介護事業所 岐阜県指定　2170401190 号 ※当事業所は特別養護老人ホーム光輝苑に併設されています。
（２）施設の目的	社会福祉法人はしまが開設する特別養護老人ホーム光輝苑（以下「事業所」という。）が行う指定（予防）短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者の方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。
（３）施設の名称	特別養護老人ホーム　光輝苑
（４）施設の所在地	岐阜県羽島市桑原町東方２８７番地１
（５）電話番号等	（058）398－1811　　（FAX）（058）398－1813 090－6398－0334　090－6398－0344
（６）管理者氏名	施設長　森川　晋孝
（７）当施設の運営方針	事業所の従業者は、要介護者等の心身の状態を的確に把握し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴・排泄・食事等の介護、その全般にわたる援助を行い、利用者の孤立感の解消及びその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るよう努めるものとする。

（８）開設年月日　　平成 27 年 7 月 1 日
（９）営業日　　年中無休
（１０）入所定員　　15 人
（１１）事業（送迎）の実施地域　羽島市全域、海津市海津町及び平田町、安八郡輪之内町

３．居室の概要

（１）居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。（ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室　　数	備　　品
居室	15 室	全室個室
静養室	1 室	
面談室	1 室	
食堂兼機能訓練室	1 室	
浴室	1 室	特殊浴槽 4 基
医務室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定（予防）短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上、決定するものとします。

※当施設は、ご契約者の安全確保を目的に、施設共用部（廊下等）に監視カメラを設置しております。

４．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定（予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職種	実人数
管理者	1
生活相談員	2
介護支援専門員	2
看護職員	3
介護職員	２４
管理栄養士	1
機能訓練指導員	1
歯科衛生士	1

※ 職員の配置については指定基準を遵守しています。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
１．介護職員	早番　　7：30～16：30 遅番　　9：30～18：30 夜勤　17：00～翌日 9：00
２．看護職員	早番　　7：15～16：15 遅番　　9：00～18：00 上記以外は非常連絡体制
３．機能訓練指導員	日勤　　8：30～17：30

※ 土日・祝日は上記と異なる場合があります。

５．当事業所の提供サービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（１） 利用料金が介護保険から給付される場合
（２） 利用料の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割ですが、8 割又は 7 割の方もいます。）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事

- 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食 7 時 30 分　昼食 11 時 30 分　おやつ 15 時 00 分　夕食 17 時 30 分

② 入浴

- 入浴又は清拭を週 2 回以上行います。
- 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- 機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します（主に集団で行う体操）。

⑤ 健康管理

- 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（1 日あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と滞在費・食費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1　ご契約者の要介護度とサービス利用料金		4,510 円	5,610 円	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2 うち介護保険から給付される金額	9 割	4,059 円	5,049 円	3,927 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
	8 割	3,608 円	4,488 円	4,824 円	5,376 円	5,960 円	6,520 円	7,072 円
	7 割	3,157 円	3,927 円	4,221 円	4,704 円	5,215 円	5,705 円	6,188 円
3 サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1 割	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
	2 割	902 円	1,122 円	1,206 円	1,344 円	1,490 円	1,630 円	1,768 円
	3 割	1,353 円	1,683 円	1,809 円	2,016 円	2,235 円	2,445 円	2,652 円
4　加算（自己負担分）		機能訓練体制加算　1 日あたり 12 円 夜勤職員配置加算Ⅰ　1 日あたり 13 円（予防を除く） サービス提供体制強化加算Ⅲ　1 日あたり 6 円						
5　合計（3＋4）	1 割	469 円	579 円	634 円	703 円	776 円	846 円	915 円
	2 割	938 円	1,158 円	1,268 円	1,406 円	1,552 円	1,692 円	1,830 円
	3 割	1,407 円	1,737 円	1,902 円	2,109 円	2,328 円	2,538 円	2,745 円

☆　ご利用者の心身の状態、ご家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められるご利用者に対して、その居宅と指定（予防）短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道 184 円のご負担をいただきます。（送迎の実施地域内）

☆　上記「5 合計」に利用日数をかけた合計額に 15.9%をかけた金額を「介護職員等処遇改善加算Ⅱイ」として、ご負担をいただきます。

☆　連続して３０日を超えて同一の指定短期入所生活介護を利用した場合は、３０日を超えた日から１日につき３０単位を所定単位数から減算します。

☆　ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 滞在費・食費に要する費用

対象者		区分	滞在費	食費
生活保護受給者		第１段階	380 円	300 円
世帯全員が市町村民税非課税者	老齢福祉年金受給者			
	非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円以下の方	第２段階	480 円	600 円
	非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円超 120 万円以下の方	第３段階①	880 円	1,030 円
	非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円超の方	第３段階②	980 円	1,360 円
上記以外の方		第４段階	1,360 円	1,700 円

（預貯金等の要件）

第１段階　：生活保護・老齢福祉年金受給者

第２段階　：預貯金等 650 万円以下

第３段階①：預貯金等 550 万円以下

第３段階②：預貯金等 500 万円以下

※夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は 1000 万円。

② 理容・美容

（理髪サービス）

月に１回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃り、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：１回あたり（カットのみ）1,800 円～　　顔そり・パーマ・毛染めは別途料金

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、リクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき　　20 円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

ティッシュペーパー　　60 円

テレビ使用料　　1,000 円（1ヶ月）※ 利用日数に応じて日割りになります。

※ おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア． 窓口での現金払い（平日・土日ともに8時30分～17時30分の間）

イ． 下記指定口座への振り込み（**振り込み手数料はご契約者のご負担**となります。）

金融機関名	支店名	口座番号	口座名
ぎふ農協	羽島北	0011796	特別養護老人ホーム光輝苑　理事長　森川貞秋
大垣共立	羽島	1091640	社会福祉法人はしま　理事長　森川貞秋
十六	北羽島	1378410	社会福祉法人はしま　理事長　森川貞秋
岐阜信用	羽島	1185472	社会福祉法人はしま　理事長　森川貞秋
ゆうちょ	記号 12490	19613301	社会福祉法人はしま

ウ． 金融機関口座からの自動引き落とし
ぎふ農業協同組合の本店又は各支店のみ（自動引落手数料は免除）

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条）

・利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、サービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。
・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご提示して協議します。
・ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6．苦情の受付について（契約書第22条）

（1）当施設における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付者（窓口）　職員全員

↓

苦情受付担当者　生活相談員　花木　裕一　渡部　志保

↓

苦情解決責任者　施設長　森川　晋孝

○ 受付時間　8時30分　～　17時30分

上記の時間以外は宿直者が対応します。また、苦情受付ボックスを設置しています。

○　苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、社会福祉法人はしま は【第三者委員】を設置しています。

保健医療関係：岩佐　充矩（医師）　　電話　058－392－8888
法律関係　　：山内　勝　（行政書士）　電話　058－393－0630
社会福祉関係：伊藤　治夫（民生委員）　電話　058－398－1306

（2）行政機関その他苦情受付機関

羽島市役所高齢福祉課	所在地 電話番号/FAX 受付時間	羽島市竹鼻町 55 番地 （058）392－9932　/（058）394－0025 月～金（祝日除く）8：30～17：15
海津市役所高齢介護課	所在地 電話番号/FAX 受付時間	海津市海津町高須 515 番地 （0584）53－1145　/（0584）53－0443 月～金（祝日除く）8：30～17：15
輪之内町役場福祉課	所在地 電話番号/FAX 受付時間	安八郡輪之内町四郷 2530 番地の 1 （0584）69－3128　/（0584）69－3119 月～金（祝日除く）9：00～17：00
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号/FAX 受付時間	岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 （058）275－9826　/（058）275－7635 月～金（祝日除く）9：00～17：00
岐阜県社会福祉協議会 岐阜県運営適正化委員会	所在地 電話番号/FAX 受付時間	岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 （058）278－5136　/（058）278－5137 月～金（祝日除く）9：00～17：00
岐阜地域福祉事務所	所在地 電話番号/FAX 受付時間	岐阜市薮田南 5 丁目 14 番 53 号 （058）272－1930　/（058）278－3526 月～金（祝日除く）8：30～17：15

7．ハラスメントの対応

ハラスメントを防止することが介護サービスの円滑な利用につながるため、ハラスメントを許さないという基本方針のもと、下記の対応を行います。

（1）ハラスメント対応

身体的暴力	・身体的な力を使って、危害を及ぼす行為。 例：　コップを投げつける。叩く。つばを吐く。
精神的暴力	・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。 例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。
セクシャルハラスメント	・意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。 例：　必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。
・上記のような職員へのハラスメントは、固くお断りします。 ・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。 ・事業所の快適性、安全性を確保するためにも、ご協力をお願いします。	

（2）ハラスメント担当者

ハラスメント受付担当者・相談窓口

介護指導員　渡部　志保
介護職員主任　加藤　章代
看護職員主任　古澤　勝美

↓

ハラスメント責任者　施設長　森川　晋孝

行政機関

岐阜県社会福祉協議会	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	電話番号/FAX	（058）273－1111　/（058）275－4858
	受付時間	月～金（祝日除く）　9：00～17：00
岐阜労働局 総合労働相談コーナー	所在地	岐阜市金竜町5丁目13番地　岐阜合同庁舎4階
	電話番号/FAX	（058）245－8124　/（058）245－2015
みんなの人権110番	電話番号	0570－003－110
	受付時間	月～金（祝日除く）　8：30～17：15

8．事故発生時・緊急時の対応

事故発生時・緊急時の対応については、下記の連絡体制により報告・連絡を徹底するものとします。また、事故については、事故対策がとられた後に事故報告書を作成することとします。

以下の流れで連絡を行います。

発見者・報告者（当日）　→　緊急時は救急車を要請

↓

看護職員
生活相談員

→ 主治医
→ 家族
→ 担当ケアマネージャー

↓

施設長　→　羽島市：高齢福祉課
岐阜県：高齢福祉課・岐阜地域福祉事務所

9．第三者評価の実施状況

当施設では第三者評価を実施しておりません。

１０．個人情報の使用に係る同意

（1）利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

（２）利用目的

①介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため。

②利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報共有のため。

③医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。

④利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合。

⑤利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。

⑥行政の開催する評価会議、サービス担当者会議。

⑦その他サービス提供で必要な場合。

⑧上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合。

⑨当法人が作成する広報誌、ホームページ等への掲載。

（３）使用条件

①個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない。

②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し請求があれば開示する。

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名　生活相談員　　氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に同意します。また、１０で定めた利用期間、利用目的、使用条件で個人情報を使用することに同意します。

契約者（利用者）　　住所

氏名

署名代理人　　住所

氏名　　（続柄）

ご家族（身元連帯保証人）の同意　　住所

氏名　　（続柄）

＜ 重要事項説明書付属文書 ＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨造　　地上２階

（２）建物延べ床面積　　3,947．44 ㎡

（３）併設事業

施設では、次の事業を併設して実施しています。

［介護老人福祉施設］　　岐阜県指定　2170401190 号　定員 50 名

２．配置職員の職種

介護職員・・・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員・・・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助も行います。

機能訓練指導員・・ご契約者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

（１）契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

①当事業所の介護支援専門員に（予防）短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

②当施設の介護支援専門員を中心に、各専門職員と（予防）短期入所生活介護計画の原案について協議し、ご契約者及びそのご家族に原案を説明し、同意を得た上で決定します。

↓

③（予防）短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びそのご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうか確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及びそのご家族等と協議して、（予防）短期入所生活介護計画を変更します。

↓

④（予防）短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

（2）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

①要介護認定を受けている場合

○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
○（予防）短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

↓

居宅サービス計画（ケアプランの作成）

↓

○作成された居宅サービス計画に沿って、（予防）短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

○要介護認定の申請に必要な支援を行います。
○（予防）短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

↓

要支援、要介護と認定された場合

○居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

↓

○作成された居宅サービス計画に沿って、（予防）短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

○契約は終了します。
○すでに実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

4．サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

⑦事業者及びサービス従業者又は従業員は、ご契約者の人格を尊重するとともに、虐待防止及び人権擁護に配慮します。

5．サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項お守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

○日常生活上必要品（衣類等）

※ 紛失のおそれがありますので、その都度担当職員に申し出下さい。

○テレビ、ラジオ、電気毛布、電気あんか、電気シェーバー

※ テレビは電気使用料として 1 ヶ月 1,000 円をご負担いただきます。

上記以外の物のお持ち込みをご希望される方は職員までご相談ください。

（2）面会

面会時間　　9：00～20：00

※ 来訪者は、必ず受付にてお名前と連絡先のご記入をお願いいたします。

※ なお、来訪される場合は、アルコール類、生物の持ち込みはご遠慮ください。

（3）施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条）

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。

ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（4）喫煙

施設内、全館禁煙となっています。

6．損害賠償について（契約書第 12 条）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第 2 条）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとしておりますが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下の事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

下記に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条～18 条）

① 契約者が死亡した場合。
② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合。
③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
⑥ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）。
⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）。

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、17 条）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
② ご契約者が入院した場合。
③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合。
④ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める（予防）短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
⑤ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合。
⑥ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から本契約を解除させていただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

（3） 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。